行政手続法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三号

行政手続法施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第七十条第一項（同法第八十五条第九項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）」の下に「及び第三項」を加え、「、第九十二条第二項」を「並びに第九十二条第二項」に改め、同項第四号中「第七条第三項」を「第七条第二項第二号及び第三号並びに第三項」に改め、同項第六号中「（同項の政令に係る部分に限る。）」及び「、第四十四条」を削り、同項第九号中「第十三条第一項及び第三項」の下に「、第十八条第三項」を加え、同項第十二号中「及び第三項第二号」を「、第三項第二号及び第四項第二号」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第四条第一項第十二号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

総務大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第四十号、別表第一第七十五号及び別表第四第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正）

第一条　麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百四号を第百十二号とし、第八十四号から第百三号までを八号ずつ繰り下げ、第八十三号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一　Ｎ－メチル－一－（チオフェン－二－イル）プロパン－二－アミン及びその塩類

第一条中第八十二号を第八十九号とし、第八十一号を第八十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十八　メチル＝二－［一－（シクロヘキシルメチル）－一Ｈ－インドール－三－カルボキサミド］－三・三－ジメチルブタノアート及びその塩類

第一条中第八十号を第八十六号とし、第七十九号を第八十五号とし、第七十八号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四　二－（メチルアミノ）－一－フェニルペンタン－一－オン及びその塩類

第一条中第七十七号を第八十二号とし、第六十六号から第七十六号までを五号ずつ繰り下げ、第六十五号を第六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十　Ｎ－（一－フェネチルピペリジン－四－イル）－Ｎ－フェニルブタンアミド及びその塩類

第一条中第六十四号を第六十八号とし、第六十三号を第六十七号とし、第六十二号を第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十六　二－フェニル－二－（ピペリジン－二－イル）酢酸エチルエステル及びその塩類

第一条中第六十一号を第六十四号とし、第二十六号から第六十号までを三号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　三・四－ジクロロ－Ｎ－［二－（ジメチルアミノ）シクロヘキシル］－Ｎ－メチルベンズアミド及びその塩類

第一条中第二十四号を第二十六号とし、第六号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　二－（エチルアミノ）－一－（四－メチルフェニル）プロパン－一－オン及びその塩類

第一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　Ｎ－（アダマンタン－一－イル）－一－（五－フルオロペンチル）－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類

第四条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　一－フェネチルピペリジン－四－オン及びその塩類

第四条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　四－アニリノ－一－フェネチルピペリジン及びその塩類

（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第二条　麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　一－フェネチルピペリジン－四－オン及びその塩類